平成25年9月11日

各　位

会 社 名　大和自動車交通株式会社
代表者名　代表取締役社長　　新 倉 能 文
（コード番号　９０８２　東証第２部）
問合せ先　執行役員経理部長　加藤雄二郎
（ＴＥＬ．０３－６７５７－７１６４）

会社分割（簡易新設分割）による子会社設立並びに持株会社体制への移行準備開始に関するお知らせ

当社は、平成25年９月11日開催の取締役会において、会社分割（簡易新設分割）により子会社を設立して持株会社体制に移行する方針及びその準備作業を開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１　持株会社体制への移行準備を開始する背景と目的

昨今のわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、緩やかに持ち直してきましたが、長引く世界経済の低迷や原油価格の高騰、円安による輸入価格の上昇など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、各事業の独立採算意識の向上や、権限委譲の推進により、今後さらにめまぐるしく変化する経営環境において、迅速かつ的確に判断・対応し、各事業のさらなる競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保をめざすものとして、持株会社体制への移行準備を開始することを決定いたしました。

２　会社分割及び持株会社の概要

当社は、簡易新設分割により設立する子会社に、当社が営む旅客自動車運送部門のハイヤー事業及びタクシー事業（タクシー無線配車業務及び請求・回収業務を除く。）を承継させる予定です。当該会社分割により設立される新会社は４社とし、いずれも当社の100%子会社とする予定です。

当該会社分割後、当社は、持株会社として子会社の経営指導にあたり、当社グループ全体の経営方針を統括してハイヤー事業及びタクシー事業のより一層の発展を目指します。

なお、該当する事業に係る固定資産は新会社へ承継せず、また、不動産事業は、引き続き当社の事業とします。

３　会社分割の実施時期及び今後の見通し

当社は、平成２５年１０月に分割計画書を作成し、新会社の成立日を平成２６年４月とすることを予定しております。

当該会社分割は、完全子会社を新設する新設分割であるため連結業績に与える影響は軽微であります。

４　その他

会社分割の詳細、持株会社体制移行後の詳細事項等につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

以上